

留置管理

被留置者との面会にあたっての遵守事項（弁護士等を除く）

面会に来られる方は、以下の事項を遵守するようお願いします。

遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止したり、終了したりすることがあります。

- ① あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。
- ② 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、スマートフォン、パソコン等を使用してはならないこと。
- ③ あらかじめ申し出て承諾を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- ④ 留置施設内では、必要がある場合には、着衣又は携行品を検査したり、携行品を職員が一時預かったりすることがあること。
- ⑤ 面会の際に直接金品の授受をしないこと。
- ⑥ 留置施設の職員の職務上の指示に従うこと。